

地方公共団体における 資金調達と資金運用の現状

～「資金調達と資金運用に関する調査」結果報告～

平成 30 年 3 月

関西学院大学大学院経営戦略研究科石原俊彦研究室

独立行政法人日本学術振興会 科学研究費（挑戦的萌芽研究）16K13405

調 査 概 要

1. 調査目的 わが国地方自治体における資金管理（調達と運用）のさまざまなリスクをフレームワーク化するための基礎データを収集し、リスクを統制する有効な内部統制モデルを構築（提案）することを目的としています。本調査は、日本学術振興会科学研究費（挑戦的萌芽研究）「わが国地方自治体における資産負債改革と成果志向型財務管理基本方針の策定」（課題番号：16K13405）によるものです。
2. 主催 関西学院大学大学院経営戦略研究科石原俊彦研究室
後援 国東市役所
3. 調査方式 アンケートおよび資金管理規程の分析
4. 調査時期 平成 28 年度
5. 調査対象 都道府県、政令市、中核市、旧特例市、特別区、九州管内（熊本県除く）市町村、近畿管内市町村
6. 回答数および回答率

	対象数	回答	回答率	規程の提供
都道府県	47	37	79%	29
政令市	20	15	75%	12
中核市・ 旧特例市	84	66	79%	53
特別区	23	13	57%	9
市	196	124	63%	74
町村	227	69	30%	23
合計	597	324	54%	200

※設問により回答をいただけなかった地方自治体があります。
東京都および福岡市からアンケート回答をいただけませんでしたが、
両自治体のホームページ公表データを加えて集計しました。

7. その他

- ① 転送のお願い 会計部門、財政部門、中小企業振興部門、用地先行取得部門
- ② 本報告書の内容に関するお問い合わせ先 国東市会計課 益戸健吉
TEL/0978-72-5163 E-mail kaikei@city.kunisaki.lg.jp

目 次

1. 資金調達および資金運用アンケート集計結果	
(1) 資金管理（調達・運用）の事業としての位置付け	1
(2) 資金管理（調達・運用）規程について	2
(3) 資金調達・資金運用管理組織について	4
(4) 歳計現金管理について	5
(5) 長期資金調達	9
(6) 資金運用（歳計現金、基金の共通項目）	15
(7) 資金運用（歳計現金、歳入歳出外現金）	18
(8) 資金運用（基金）	20
(9) その他	22
2. 地方自治体資金管理規程の集計結果	
(1) 統制活動／統制方針のあり方	24
(2) 目的の設定	25
(3) 内部環境／誠実性・倫理感、人的資源および情報と伝達	25
(4) 内部環境／リスクマネジメントの考え方	26
(5) 短期資金調達に関するリスク統制手続／資金運用との相関関係	27
(6) 長期資金調達に関するリスク統制手続—平均償還年限、 利子シミュレーションおよび早期償還	28
(7) 長期資金調達に関するリスク統制手続—安定的な資金調達、 起債発行時期の平準化、調達年限多様化、起債残高の抑制	29
(8) 資金運用に関するリスク統制手続—年次資金運用計画、 取引先の財務健全性検証、ペイオフ対処手続	30
(9) 資金運用に関するリスク統制手続—運用商品の制限、格付会社格付 による投資制限、すべての基金一括運用	30
(10) 債券取引に関するリスク統制手続—運用期間制限、保有量制限、 オーバーパー債券取得制限	31
(11) 債券取引に関するリスク統制手続—売却損失処理、購入時期分散、 引き合い	32
(12) 情報と伝達	33
(13) モニタリング	34
3 アンケート依頼書	35
4 アンケート質問票	36

1. 資金調達および資金運用アンケート集計結果

(1) 資金管理（調達・運用）の事業としての位置付け

	アンケート 依頼団体数	回答 団体数	Q 1. 総合計画「実施計画」において「資金調達」が事業として位置づけられていますか		Q 2. 総合計画「実施計画」において「資金運用」が事業として位置づけられていますか		Q 1. の回答「①はい」の場合		Q 2. の回答「①はい」の場合		
			①はい	②いいえ	①はい	②いいえ	Q 2 2 起債残高に対する 利子負担率を算定 していますか	Q 2 4 起債残高 に対する利子負担率 の周知はどのよう に行っていますか	Q 3 4 資金運用の利回りを 算定している資金 を選択してください	Q 3 6 資金運用利回りの周知 はどのように行っ ていますか	
							①はい	④総合計画「実施計画」 実績として報告、 または⑤起債利子負 担率に「一時借入れ 利子・利率」、「当 該年度起債額・利率」 等を含めて報告	①歳計現金・歳入歳 出外現金または② 基金	③総合計画「実施計 画」の実績として報 告	
都道府県	47	37	4	32	4	32				4	
政令市	20	15		15	1	14				1	
中核市・ 旧特例市	84	66	1	65	2	64					
特別区	23	13	2	10	3	9	1			2	
市	196	124	6	118	9	114	1			3	
町村	227	69	1	68	1	68					
合計	597	324	14	308	20	301	2			10	
											1

(質問の意図)

Q1 Q2 総合計画において政策、施策の手段としての事業として、資金調達および資金運用が体系づけられれば、戦略性を有する事業として位置付けられていることになる。

(集計結果の分析)

総合計画において事業として位置付けられている「①はい」の回答は、資金調達 14 団体（4%）および資金運用 20 団体（6%）である。いずれも 5%前後であり極めて少ない。総合計画の事業として位置付けられている団体のうち、財務業績の算定に関しては、「①起債残高利子負担率を算定している」は 2 団体であるが、その数値は実績報告されていない。また、「①資金運用利回りを算定している」は 10 団体であるが、その数値が実績報告されているのは 1 団体のみである。これは、地方自治体において資金調達および資金運用は、政策や施策を支える事業として認識されていないことを示している。

(2) 資金管理（調達・運用）規程について

	回答団体数	Q 3. 資金管理（調達・運用）規程がありますか				Q 4. 資金調達管理規程はどのような形式で定められていますか			Q 5. 資金調達管理規程の周知はどのように行っていますか【複数回答可】					Q 6. 資金調達管理規程の適用会計を選択してください【複数回答可】		
		①資金調達と資金運用を一つの管理規程にまとめている	②資金調達の単独管理規程がある	③資金運用の単独管理規程がある	④ない	①条例	②告示規程：規則、方針、基準等	③内部規程：方針、アル等基準、要綱、マニュアル	①ホームページ等で周知	②議会決議及び告示：条例	③告示：規則等	④議会に報告	⑤非周知	①一般会計	②特別会計	③地方公営企業会計
都道府県	37	1	3	35	1		4	2				2	4	3	2	
政令市	15		2	15		1	1			1		1	2	2	1	
中核市・旧特例市	66	2	1	59	5		3	1				2	3	3	2	
特別区	13		13	12	1		13					13	13	13		
市	124	3		86	35	2	1	1		2		1	3	3	3	
町村	69	2		28	39		2					2	2	2	1	
合計	324	8	19	235	81	3	24	4		3		21	27	26	9	

	回答団体数	Q 7. 資金運用管理規程はどのような形式で定められていますか				Q 8. 資金運用管理規程の周知はどのように行っていますか【複数回答可】					Q 9. 資金運用管理規程の適用会計を選択してください【複数回答可】				Q 10. 資金管理（調達・運用）規程の順守について、監査委員監査や議会による監視を受けていますか【複数回答可】			
		①条例	②告示規程：規則、方針、基準等	③内部規程：方針、基準、要綱、マニュアル等	④ホームページ等で周知	①ホームページ等で周知	②議会決議：条例	③告示：規則等	④議会に報告	⑤非周知	①一般会計	②特別会計	③地方公営企業会計	④その他※ ¹	①監査委員による監査	②議会による監視	③その他の機関による監視もしくは監視	④ない
都道府県	37		1	35	11		1		25	36	35	13		15	8	1	20	
政令市	15			15	5				11	15	14	4		8	2	2	6	
中核市・旧特例市	66		2	59	6		1		54	61	56	24	1	34	5		28	
特別区	13			12	6				6	12	12			10	2		2	
市	124		14	75	5		15		70	88	83	37	1	51	2		38	
町村	69		6	24	3		5		23	30	27	11		21	3		9	
合計	324		23	220	36		22		189	242	227	89	2	139	22	3	103	

※ 1 その他：中核市・旧特例市＝一部事務組合会計、市＝財産区およびみなし財産区

(質問の意図)

資金管理規程のあり方は、組織の内部統制環境を示す。

(集計結果の分析)

Q3 「①資金調達と資金運用を1つの規程にまとめている」のは8団体(2%)である。これは、資金調達と資金運用の総合管理の欠如を示している。「②資金調達単独の管理規程がある」19団体(6%)に対し、「③資金運用単独の管理規程がある」は235団体(73%)である。このように、資金運用管理規程が多い理由は、総務省がペイオフ対策として資金管理方針の整備を地方自治体に求めたためである^{注1}。

Q4 Q7 「資金調達管理規程」制定27団体のうち、制定形式は「①条例」0団体、「②告示規程」3団体(11%)および「③内部規程」24団体(89%)である。「資金運用管理規程」制定の243団体のうち、制定形式は「①条例」0団体、「②告示規程」23団体(9%)および「③内部規程」220団体(91%)である。資金管理規程を条例・規則等の告示を要する規程とすることが、資金管理の透明性を保証する。また、条例形式とすれば、議会による監視の役割が加わるため、ガバナンスを保証する。

Q5 Q8 「資金調達管理規程」非周知の団体は21団体(77%)および「資金運用管理規程」非周知の団体は189団体(78%)である。このように、資金管理規程が執行部門内部の規程とすれば、外部からの監視の機会が失われることになる。

Q6 Q9 資金調達管理規程の適用を一般会計・特別会計までとするのは17団体(63%)および地方公営企業会計を含めるのは9団体(3%)である。資金運用管理規程の適用を一般会計・特別会計までとするのは152団体(63%)であり、地方公営企業会計を含めるのは89団体(37%)である。資金管理方針を地方自治体のすべての会計を俯瞰した視点で制定するためには、一般会計だけでなく地方公営企業を適用対象とすることが必要である。

Q10 資金調達規程または運用規程の順守に関する監視は、監査委員監査139団体(57%)、議会22団体(9%)および外部有識者委員会等3団体(1%)である。

注1 「ペイオフ解禁に向けた地方公共団体の対応について」(平成14年2月8日付け総行自第9号)および「地方公共団体におけるペイオフ解禁後の対応状況について」(平成18年12月1日付け総行自第219号)」。ここでは、いずれの通知も、公金保全のための資金管理方針の制定を求めている。

(3) 資金調達・資金運用管理組織について

	回答団体数	Q11. 一時借入はどの部門が分掌していますか			Q12. 長の一時借入権限を会計管理者補助組織(=会計課等)に分掌させる組織規則がありますか		Q13. 起債はどの部門が分掌していますか		Q14. 資金運用はどの部門が分掌していますか		Q15. 長の運用権限を会計管理者補助組織(=会計課等)に分掌させる規則がありますか	
		①長に属する権限を分掌する組織(財政課等)	②会計管理者補助組織(会計課等)	③非開示	①ある	②ない	①長に属する権限を分掌する組織(財政課等)	②会計管理者補助組織(会計課等)	①長に属する権限を分掌する組織(財政課等)	②会計管理者補助組織(会計課等)	①ある	②ない
都道府県	37	22	15		5	10	37		14	23	7	16
政令市	15	14	1		1		15		9	6		6
中核市・旧特例市	66	56	10		4	6	66		15	51	5	46
特別区	13	5	7	1	3	4	13			13	3	10
市	124	80	44		18	26	124		30	94	8	86
町村	69	44	25		4	21	69		16	53	1	52
合計	324	221	102	1	35	67	324		84	240	24	216

(質問の意図)

一時借入および基金運用は、長の事務であり、会計管理者の職務権限ではない。わが国地方自治体の財務会計は、長を命令機関(予算執行機関)とし、会計管理者を執行(出納)機関とする内部けん制の組織構造であるため、長の事務を会計管理者は行うことができない。しかし、会計管理者の補助組織である「会計課」等は長の事務を補助執行することは可能である。そのため、長の事務である「一時借入」または「基金運用」を会計課等に分掌させる「組織規則」を制定すれば、会計課等は長と会計管理者の事務を適法に併任することができる。

(集計結果の分析)

一時借入を会計課等が行っているのは102団体(31%)、基金運用を会計課等が行っている240団体(74%)である。この場合、長が「行政組織規則」等で会計課等に権限を付与する規定整備は、一時借入に関しては102団体中35団体(34%)が行われ、資金運用に関しては240団体中24団体(10%)が行われている。このように、会計課等が、職務権限がないまま一時借入または基金運用を行っている状況が一般的である。これは、権限と責任に関わる内部統制の重大な不備である。

(4) 歳計現金管理について

	回答 団体 数	Q16. 一般会計、特別会計、歳入歳出外現金、基金の相互の現金を用いて支払いをしていますか			
		①各会計、歳入歳出外現金、基金ごとに別口座で出納管理	②一般会計、特別会計1口座、歳入歳出外現金1口座、基金別口座で出納管理	③一般会計、特別会計、歳入歳出外現金1口座、基金別口座で出納管理	④一般会計、特別会計、歳入歳出外現金、基金1口座で出納管理
都道府県	37	2	1	22	12
政令市	16	2		6	8
中核市・旧特例市	66	3	2	41	20
特別区	13	1		11	1
市	124	26	4	78	16
町村	69	29	6	29	5
合計	325	63	13	187	62

(質問の意図)

会計および基金は会計別経理が必要とされるため^{注2}、Q16①のように一般会計、特別会計および基金ごとに現金出納口座を分けることにより、会計別経理を保証する自治体がある。一方で、Q16②～④のように会計を越えて現金出納口座を1つにして資金統合管理を行い、財務会計システムを駆使することで会計別経理を行う自治体がある。

会計を超えた資金の統合は、流動性リスク（支払資金不足発生の可能性）軽減というリスク対応が可能になる。さらに、資金計画作成および例月出納検査での現金突合せを会計を1つにまとめてできるため事務が簡素化される。

(集計結果の分析)

「③一般会計と特別会計および歳入歳出外現金は同一口座、基金は別口座」187 団体（58%）、「①各会計、歳入歳出外現金および基金ごとに別口座」63 団体（19%）、「④一般会計、特別会計、歳入歳出外現金および基金はすべて同一口座」62 団体（19%）の順に多い。

なお、「④一般会計、特別会計、歳入歳出外現金および基金はすべて同一口座」は、支払資金不足の資金調達を外部から調達する原則がなければ、資金繰りを基金に全面的に依存することになり、基金から運用資金が失われるリスクがある。

注2 地方自治法第209条（会計の区分）第2項 ここでは、特別会計は普通地方公共団体が特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理をする必要がある場合において条例でこれを設置できると定めている。

(4) 歳計現金管理について

	回答団体数	Q17. 資金繰り (=短期資金調達) の方法を3つ以内選択してください									
		① 基金繰替運用	② 預金担保借入	③ 金融機関から証書借入 (※預金担保借入を除き、手形借入れ含)	④ 一般当座借越契約借入 (※当座預金の預入が必要)	⑤ 専用当座借越契約借入 (※当座預金預入は必要ない)	⑥ 財政融資資金又は地方公共団体金融機構からの短期借入	⑦ 債券売り現先取引	⑧ 債券貸借取引	⑨ グループファイナンス (=公営企業又は外郭団体からの借入)	⑩ 資金不足がない (一般会計、特別会計間の資金流用で対処)
都道府県	37	31	5	7	26	8		1		6	
政令市	16	14		4	5	5	1	1		1	
中核市・旧特例市	66	60	2	18	19	17		2		7	2
特別区	13	13		2	2	1					
市	124	118	6	33	17	13	3	12		12	2
町村	69	64	7	22	3	3	5	3			1
合計	325	300	20	86	72	47	9	19		26	5

(質問の意図)

Q17 資金繰りに内部資金(基金等)を充てることは、基金や地方公営企業等における長期運用資金が失われることになる。そのため、資金繰りを内部資金(基金、地方公営企業)から外部資金(一時借入)に転換することにより、歳計現金・歳入歳出外現金、基金および地方公営企業等における長期運用資金が確保され、資金運用利回り向上の機会が創出される。

(集計結果の分析)

内部資金による資金繰り(回答①、②、④、⑨)418団体(72%)は、外部資金による資金繰り(回答③、⑤、⑥、⑦)161団体(28%)の2.6倍多い。これは、資金繰りは内部資金(基金、地方公営企業)に依存していることを示している。「④一般当座貸越」および「⑤専用当座貸越」は支払当日の迅速な調達ができる。「④一般当座貸越」は指定金融機関から預金を求められることが多く、間接的な基金繰替運用ということができる。「⑤専用当座貸越」は、預金を求められることがない。「⑨グループファイナンス」は一般会計等と地方公営企業や外郭団体の間の内部的な資金融通である。金融市場に連動する金利の「⑦債券売り現先取引」は19団体である。

(4) 歳計現金管理について

	回答団体数	Q18. 中小企業制度融資に関わる財政援助の方法を選択し金額（平成26年度） をご記入ください【複数回答可】								Q18. 該当団体当たり平均額 単位：百万円					
		① 利子補給、保証料助成	② 中小企業振興センターが金融機関から借り入れた資金を再預託（自治体利子負担）	③ 金融機関への預託金	④ 損失補償	⑤ 自治体直接融資	⑥ その他 ※2	⑦ ない	⑧ 非開示	① 利子補給、保証料助成	② 中小企業振興センターが金融機関から借り入れた資金を再預託（自治体利子負担）	③ 金融機関への預託金	④ 損失補償	⑤ 自治体直接融資	⑥ その他
都道府県	37	23	1	28	12	1	1		2	482	757	61,607	70	323	543
政令市	15	8		11	1				1	244		19,249	253		
中核市・旧特例市	66	52		54	4		3	1	2	82		3,108	26		35
特別区	13	12		6					1	424		1,800			
市	124	78		83	1		2	7	2	13		295	1		0.5
町村	69	32		23				26	2	4		39			
合計	324	205	1	205	18	1	7	34	10	116	757	10,443	66	323	108

※2 その他：都道府県＝信用保証協会に助成、中核市・旧特例市＝創業者への利子補給、金融機関への貸付け、不況業種支援特別補給補助金、市＝融資助成

(質問の意図)

中小企業制度融資預託金は、地方自治体が金融機関に1年を通じて預金を置くことにより、中小企業振興のための低利融資を実現することを目的としている^{注3}。中小企業制度融資制度融資の預託金が巨額な団体は、歳計現金等の資金不足に陥りやすく、それを補填するため基金からの繰替運用などが、長期運用資金の捻出を困難にする。

(集計結果の分析)

中小企業制度融資に関わる預託金（該当団体）平均額は、都道府県（28団体）616億円、政令市（11団体）192億円、中核市・旧特例市（54団体）31億円、特別区（6団体）18億円、市（83団体）3億円、町村（23団体）0.4億円である。わが国の金融構造はオーバーローン（預金を超える貸付）から金余りに変化しているため、中小企業制度融資に関わる預託制度と利子補給制度を比較して、有利な制度を選択すべきである。

注3 深澤映司「地方自治体の中小企業向け融資が直面している課題」『レファレンス』国立国会図書館、2007年、4頁、78-80頁。ここでは、中小企業制度融資に関わる預託は、1951年に京都府で創設され全国に広まり、ペイオフの一部解禁を契機に公金保護のため、預託金方式から利子補給方式に切り替えた地方自治体があったとされている。

(4) 歳計現金管理について

	Q19. 土地開発公社を設置していますか		Q20. 土地開発公社は借入がありますか		Q21. 土地開発公社の借入先を選択し借入金額(平成26年度)を記入してください(複数回答可)						Q21. 該当団体当り平均額 単位: 百万円							
	①設置している	②設置していない	①ある	②ない	①一般会計	②特別会計、地方公営企業	③金融機関	④土地開発基金等基金	⑤国土交通省(道路局、土地開発センター)	⑥その他 ※3	①一般会計からの借入金額	②特別会計、地方公営企業からの借入金額	③金融機関からの借入金額	④土地開発基金からの借入金額	⑤国土交通省(道路局、土地開発センター)からの借入金額	⑥その他の内容	④その他のからの借入金額	
都道府県	37	27	10	21	6	8	1	17	2		2	5,217	1,467	10,181	3,278	県及び他市	2,324	
政令市	15	8	7	8		3		7	1		1	6,255		11,919	5,246	公社債	13,000	
中核市・旧特例市	66	48	18	40	8	7	3	32	7	1	2	2,895	2,676	3,745	2,004	303	財産区、一部事務組合	707
特別区	13	11	2	9	2	9	1	6		1		4,160	1,612	6,111		353		
市	124	71	53	54	17	11	3	31	13			550	1,307	2,164	663			
町村	69	25	44	13	12	3	1	8	3			255	94	300	327			
合計	324	190	134	145	45	41	9	101	26	2	5	2,990	1,680	4,777	1,401	336		3,812

※ 3 その他：都道府県＝県または市、政令市＝公社債、中核市・旧特例市＝職員共済組合

(質問の意図)

土地開発公社は土地騰貴に先じて機動的な土地取得を行うための公共用地先行取得システムであった。しかし、1991年をピークに土地価格が下落したため、土地開発公社は塩漬けの土地と債務を抱えることになった。土地が売却できなければ返済資金を生み出すことはできない。そのため、一般会計等が土地開発公社に短期貸付けを行い、または地方公営企業等を迂回して土地開発公社に貸付けている。これらは、歳計現金等をひっ迫させ、その補填のための基金繰替運用等が、長期運用資金の捻出を困難にする。

(集計結果の分析)

土地開発公社は190団体(59%)が設置している。当公社に対する貸付金(該当団体)平均額は、一般会計は都道府県(8団体)52億円、政令市(3団体)63億円、中核市・旧特例市(7団体)29億円、特別区(9団体)42億円、市(11団体)5億円、町村(3団体)3億円である。特別会計・地方公営企業貸付金は、都道府県(1団体)15億円、中核市・旧特例市(3団体)27億円、特別区(1団体)16億円、市(3団体)13億円、町村(1団体)1億円である。基金は、都道府県(2団体)33億円、政令市(1団体)52億円、中核市・旧特例市(7団体)20億円、市(13団体)7億円、町村(3団体)3億円である。

(5) 長期資金調達

	回答団体数	Q22. 起債残高に対する 利子負担率を 算定していま すか		Q23. 起債残高に対する 利子負担率の算定方法を選 択してください 【複数回答可】			Q24. 起債残高に対する利子負担率の周知はど のように行っていますか 【複数回答可】					
		① はい	② いいえ	①起債 (平均) 残高に 対する 当年度 利子額 及び利 子負担 率	②起債 (前年 度末) 残高に 対する 当年度 利子額 及び利 子負担 率	③起債 (当 年度末) 残高に 対する 満期ま での利 子額及 び利子 負担率	① 公 表 し て い な い	② ホ ー ム ペ ー ジ で 周 知	③起債利子 負担率に 「一時借入 れ利子・利 率」、「当 該年度起債 額・利率」 等を含めて ホームページ で周知	④総合 計画 「実施 計画」 実績と して報 告	⑤総合計画 「実施計 画」実績と して、起債 利子負担率 に「一時借 入れ利子・ 利率」、 「当該年度 起債額・利 率」等を含 めて報告	⑥ そ の 他 ※ 4
都道府県	37	3	34		3		1	1				1
政令市	15	3	12		3		3					
中核市・ 旧特例市	66	1	65		1			1				
特別区	13	1	12			1	1					
市	124	5	119		3	3	4	1	1			
町村	69	3	66		1	3	2					1
合計	324	16	308		11	7	11	3	1			2

※4 その他：都道府県＝年2回「財政のあらまし」において、利率別の起債残高を公表、
町村＝広報および予算書で公表

(質問の意図)

資金調達および資金運用の内部統制のためには、調達と運用の利回りを算定して関係者に周知する必要がある。

(集計結果の分析)

起債残高に対する利子負担率は16団体(5%)が算定し、その16団体のうち、公表している団体は5団体(31%)である。起債利子負担率は算定する団体がほとんどなく、周知する団体も極めて少ない。このように、地方自治体関係者にとって、資金調達利回り軽減は事業目的とされていないこと、および財務業績情報は行政組織所管部門の内部に閉ざされていることが伺われる。業績測定および情報伝達の欠如という内部統制の重大な不備がある。

(5) 長期資金調達

	回答団体数	Q25. 借入において、最も重視している観点を3つお選びください								
		①世代間の公平 【償還期間については、なるべく当該施設の耐用年数と一致していること】	②公債費負担の平準化＝公債費が特定の年度で大きくならない	③支払利息削減	④債務早期償還	⑤安定的な資金調達	⑥前例又は近隣の自治体の動向	⑦元利償還金に対する地方交付税措置の有利さ	⑧財政的配慮（償還元金以内の借入、「財政誘導目標」達成範囲内の借入額、あるいは公債費負担比率等の指標へ影響）	⑨その他※ 5
都道府県	37	15	31	30		27	6	1	1	1
政令市	15	12	4	14	1	11				
中核市・旧特例市	66	52	42	49	4	32	3	7	1	1
特別区	13	12	12	8	1	3				
市	124	81	80	92	26	50	10	5		
町村	69	47	47	35	10	32	2	4	1	
合計	324	219	216	228	42	155	21	17	3	2

※5 その他：都道府県＝金利上昇リスクの軽減、中核市・旧特例市＝借入金利の動向

(質問の意図)

起債における目的（重視する観点）として、非財務的観点（①世代間の公平、②公債費負担の平準化、⑥前例又は近隣の自治体の動向）と財務的観点（③支払利息削減、④債務早期償還、⑤安定的な資金調達、⑦元利償還金に対する地方交付税措置の有利さ、⑧財政的配慮、⑨その他）がある。起債担当者がどのような目的意識を有しているかに関して調査する。

(集計結果の分析)

非財務的観点 456 団体（50%）が、財務的観点 447 団体（50%）と拮抗している。財務的観点の「③支払利息削減」228 団体、非財務的観点の「①世代間の公平」219 団体、「②公債費の平準化」216 団体、財務的観点の「①安定的な資金調達」155 団体の順に回答が多い。

「①世代間の公平」における将来世代への平等な公債費負担および「②公債費負担の平準化」における年度間の公債費負担の平準化は、繰り上げ償還、据置期間短縮および償還期間短縮を否定することになる。それは、償還年限の長期化等を招いて、利子負担増や債務償還遅延の要因になる。このように、「世代間の公債費負担の公平」および「公債費の平準化」という非財務的観点は、「支払利息削減」や「債務の早期償還」という財務的観点とトレードオフの関係にあることに留意すべきである。

(5) 長期資金調達

	回答団体数	Q26. 据置期間の設定の考え方を選択してください 【複数回答可】					Q25 「借入において、最も重視している観点」の回答が「①世代間の公平」の場合 Q26 「据置期間の設定の考え方を選択してください」の回答								
		①据置期間は借入先の上限期間	②起債施設を供用するまでの期間	③据置期間なし	④据置期間1年	⑤財政収支見込、公債費平準化、償還期間、起債額、事業内容等を考えて、据置期間を調整	⑥財政融資資金又は地方公共団体金融機構が定めた据置期間	⑦その他※6	①据置期間は借入先の上限期間	②起債施設を供用するまでの期間	③据置期間なし	④据置期間1年	⑤財政収支見込、公債費平準化、償還期間、起債額、事業内容等を考えて、据置期間を調整	⑥財政融資資金又は地方公共団体金融機構が定めた据置期間	⑦その他
都道府県	37	16	13	6		4		1	7	6	2				1
政令市	15	4	5	2		4	2	1	4	4	1		3	1	1
中核市・旧特例市	66	38	11	3	10	12		1	33	10	2	6	7		1
特別区	13	7		1	2				7		1	1			
市	124	62	14	17	15	15	5	2	48	10	8	8	8	4	2
町村	69	56	2	4	7	1	2	1	39	2	3	5			1
合計	324	183	45	33	34	36	9	6	138	32	17	20	18	5	6

※6 その他:(据置期間)都道府県＝新発債原則5年、政令市＝5年据置25年償還、中核市・旧特例市＝据置3年または原則据置3年、市＝前例。借入額により「据置期間なし」検討、または据置2年、町村＝2年。

(質問の意図) 資金調達利子負担軽減と債務早期償還を達成するためには、償還期限および据置期間の短期化戦略が導かれる。これにより、平均償還年限^{注3}の短期化が図られ、利子軽減と債務早期償還につながる。

(集計結果の分析) Q26 据置期間設定における非財務的観点(回答①、④、⑤、⑥、⑦) 268 団体は、財務的観点(回答②、③) 78 団体の約4倍ある。非財務的観点のうち、「①借入先の上限期間」および「⑥財政融資資金等が定めた据置期間」192 団体(55%)が過半を占めている。しかし、借入先の据置期間は上限であり、強制ではない。「③据置期間1年」の34 団体(10%)は、償還元金に係る補正予算を回避するためである。財務的観点は、「③据置期間なし」33 団体(10%)、「②起債施設を供用するまでの期間」45 団体(13%)であり、極めて少ない。これらのことは、地方自治体において、支払利息軽減と債務早期償還が目的として認識されていないことを示している。

Q25で「①世代間の公平」を重視すると回答した219 団体は、Q26 据置期間設定の考え方で「②起債施設を供用するまでの期間」と回答した32 団体のみが整合性が認められる。

注3 平均償還年限＝(各回返済額×各回借入期間)÷借入額

(5) 長期資金調達

	回答団体数	Q 27. 様々な借入方式の利息を比較した上で借入方式を決定していますか		Q 27 「様々な借入方式の利息を比較した上で借入方式を決定していますか」の回答が「①はい」の場合 Q26 「据置期間の設定の考え方を選択してください」 【複数回答可】						
		①はい	②はいいえ	①据置期間は借入先の上限期間	②起債施設を供用するまでの期間	③据置期間なし	④据置期間1年	⑤財政収支見込、公債費平準化、償還期間、起債額、事業内容等を考えて、据置期間を調整	⑥財政融資資金又は地方公共団体の金融機関が定めた据置期間	⑦その他
都道府県	37	16	21	7	7	2		1		
政令市	15	7	8	1	3	2		3		1
中核市・旧特例市	66	15	51	10	4		3	2		
特別区	13		13							
市	124	42	82	10	7	6	8	8	3	1
町村	69	12	57	9	1	1	3			
合計	324	92	232	37	22	11	14	14	3	2

(質問の意図)

様々な借入方式の利息を算定、比較して借入方式が決定されているか調査する。どの借入方式が有利であるかは実際に試算してなければわからないが、起債システムを使用すれば容易に行うことができる。

(集計結果の分析)

Q27「様々な借入方式の利息を比較した上で借入方式を決定していますか」に「①はい」と回答した92団体(28%)のうち、Q26「据置期間の設定の考え方」が「②起債施設を供用するまでの期間」は22団体であり、「③据置期間なし」は11団体である。起債において、借入条件のいかんに関わらず、据置期間を短縮すれば、利息負担は軽減されるため、この2つ以外の回答は、利息負担が高まることになる。したがって、Q26で「①はい」と回答した92団体のうち59団体は、据置期間を借入方式の利息を比較する借入条件として認識していない可能性がある。

(5) 長期資金調達

	回答団体数	Q28. 銀行等引受債の場合、どのような借入方式を選択していますか 【複数回答可】					Q29. 変動金利方式による借入を始めた時期についてお聞きします				Q30 変動金利の割合(%)
		① 変動金利方式	② 金利見直し方式	③ 固定金利方式	④ 銀行引受の満期一括償還方式	⑤ テールヘビー方式※7	⑥ 借入がない	① 2006年度以降	② 1996年度以降	③ 1998年度以降	
都道府県	37	5	8	34			3	1			3.25
政令市	15	3	1	15			1	2			0.98
中核市・旧特例市	66		24	52		1	1				
特別区	13				13						
市	124	3	40	104			1	1	1		8.35
町村	69		16	52			10				
合計	324	11	89	257	13	1	13	5	4	1	4.10

※7 テールヘビー方式：借入金分割返済において、最終回の償還額が多くなる。たとえば、返済期間20年の計算で毎回返済額を決定する一方で、金銭消費貸借契約の返済期間は5年とし、最終回にその時点の残元金を一括で返済するケースなどがある。

(質問の意図)

Q28 銀行等引受債における、固定金利方式および変動金利方式等の採用状況を調査する(複数回答可)。なお、固定金利は借主にとって金利変動リスクの回避であり、貸主にとって金利変動リスクの受容である。変動金利は借主にとって金利変動リスクの受容であり、貸主にとって金利変動リスクの回避である。リスクを受容することにより、リターンがある。

(集計結果の分析)

Q28 「③固定金利方式」257団体(79%)、「②金利見直し方式」89団体(27%)であり、特別区13団体(4%)は「④銀行引受の満期一括償還方式」である。固定金利方式は金利変動リスクの全面回避ができるが、一般に借入利率が高くなる。金利見直し方式は見直し時のベース金利を国債等市場金利とする借入契約を締結することで、透明性と効率性が保証される。満期一括償還方式は定時償還方式に比べ、利子負担増加および債務償還遅延を招くことの認識が必要である。変動金利方式は11団体(3%)であり、極めて少ない。

Q30 変動金利方式11団体の借入残高に占める変動金利債の割合は、都道府県3.25%、政令市0.98%、市8.35%であり、極めて少ない。

(5) 長期資金調達

	回答団体数	Q31. 金利見直し方式の「見直し金利」の約定についてお聞きます					Q32. 銀行等引受債の場合、どのような調達手続を選択していますか【複数回答可】			Q33. 銀行等引受債の場合、随意契約（相対）方式の金利は何を基礎に決定しますか							
		①国債、共同発行市場公募地方債、スワップレート等市場金利を基礎に決定	②プライムレート※ ⁸ を基礎に決定	③財政融資資金の金利を基準に見し行う	④直近民間資金調達をベース	⑤見直しの基礎にしない	①随意契約（相対）方式	②入札（引合い）方式	③シンジケート・ローン方式※ ⁹	①国債、共同発行市場公募地方債、スワップレート等市場金利を基礎に決定	②プライムレート等を基礎に決定	③特別区債発行事務取扱要綱における金融機関との協定条件	④銀行等引受債の決定日と同日に発行の市場公募地方債と同じ利率	⑤財政融資資金又は組合等金利をベース	⑥銀行入札利率	⑦市場金利、プライムレートおよび過去借入利率	⑧これまで借入金や財政融資金利等
都道府県	37	6		1		1	35	21	1	33			2				
政令市	15	1					11	14	3	10	1						
中核市・旧特別市	66	17	1	1	1	4	36	52		27	6		1	1		1	
特別区	13						13					13					
市	124	11	10		1	18	29	116		13	12		2	1	1		
町村	69	4	3			9	15	43	1	9	6						
合計	324	39	14	2	2	32	139	246	5	92	25	13	2	3	2	1	1

※8 プライムレート：金融機関の優遇貸出金利であるが、金融機関ごとに決める。

※9 シンジケート・ローン方式：大型の資金調達ニーズに対して、複数の金融機関が協調してシンジケート団を組成し、一つの融資契約に基づき同一条件で融資を行う。

(質問の意図)

市場金利に連動した利回りで調達することが透明性と効率性を保証する。入札（引合い）は競争を通じて透明性と効率性を保証する。

(集計結果の分析)

Q31 金利見直し方式 89 団体のうち「見直し金利」を「①国債等の金利」または「③財政融資資金の金利」とする 41 団体（46%）は市場金利に連動した利回りによる資金調達を示している。その他の 48 団体（54%）は金融機関との相対交渉で調達利回りが決定されるため、透明性と効率性が保証されない。

Q32 随意契約（相対）による資金調達が 139 団体（43%）で行われている。そのうち 76 団体を含めた 246 団体（76%）で入札（引合）方式で資金調達が行われている。

Q33 随意契約でも、市場金利を反映させることができれば、効率性が確保される。

「①国債等の金利」、「④市場公募地方債と同じ利率」および「⑤財政融資資金等の金利」をベースとする 97 団体（70%）は市場金利に連動した利回りで資金調達している。

(6) 資金運用（歳計現金、基金の共通項目）

	回答団体数	Q34. 資金運用の利回りを算定している資金を選択してください【複数回答可】			Q35. 資金運用利回りの算定方法を選択してください【複数回答可】			Q36. 資金運用利回りの周知はどのように行っていますか【複数回答可】					
		①歳計現金・歳入歳出外現金	②基金	③算定していない	①資金平均残高に対する運用収入の割合	②左記①の内容を複数年度（過去3年等）通算で算定	③前年度末残高あるいは前年度末残高に対する運用収入の割合	①公表していない	②ホームページで公表	③総合計画「実施計画」の実績として報告	④監査委員へ報告	⑤決算書参考資料に記載	⑥市政概要に記載
都道府県	38	24	25	13	24	1	1	9	16				
政令市	16	6	10	5	11			5	6				
中核市・旧特例市	66	13	15	51	14			10	2		1	1	1
特別区	13	6	10	3	6		3	6	3			1	
市	124	12	24	100	18	1	2	16	2	1	1	1	
町村	69	2	12	57	11			10			1		
合計	326	63	96	229	84	2	6	56	29	1	3	3	1

(質問の意図)

資金運用に関する財務業績の算定および周知の状況を調査する。資金調達および資金運用の内部統制のためには、利回りを算定して関係者に周知する必要がある。

(集計結果の分析)

Q34 資金運用利回りを算定している資金は、歳計現金・歳入歳出外現金 63 団体（19%）、基金 96 団体（29%）であり、229 団体（70%）が財務業績を算定していない。

Q35 資金運用利回り算定は、資金平均残高に対する運用収入の割合算定が 84 団体（88%）である。また、過去 3 カ年等の複数年度の利回り平均を算定している団体は 2 団体（2%）しかない。これは長期的視点で運用利回りを評価する認識欠如を示している。

Q36 資金運用利回りを算定する 96 団体のうち、56 団体（58%）が公表していない。

以上のことから、地方自治体関係者にとって、資金運用利回り稼得は目的とされていないこと、および財務業績情報は行政組織所管部門の内部に閉ざされていることが伺われる。業績測定および情報伝達の欠如という内部統制の重大な不備がある。

(6) 資金運用（歳計現金、基金の共通項目）

	回答団体数	Q37. 預金以外の運用商品がありますか【複数回答可】						Q38. 債券運用戦略についてお聞きします				
		①預金のみの運用	②国内公共債	③金融債	④株式	⑤指定金銭信託等	⑥その他運用商品※ ¹⁰	①満期保有が基本原則である	②利息収入に売却収入を加味する	③短期間での債券売買が基本原則である	④利息収入に売却収入を加味する場合と短期間での売却の場合	⑤国庫短期証券のみを運用
都道府県	38	8	31	1		1	1	30				1
政令市	16	4	12		1		1	11	1			
中核市・旧特例市	66	24	42		2	1		39	2	1		
特別区	13	1	12	1				10	2			
市	124	56	68	1		2		52	13		1	2
町村	69	42	25		1		2	15	10			
合計	326	135	190	3	4	4	4	157	28	1	1	3

※10 その他の運用商品：都道府県＝外貨預金（先物特約付）・円建外債、政令市＝土地開発公社および他会計貸付金、町村＝仕組債、ユーロ円債

(質問の意図)

預金以外の運用商品を調査する。債券運用戦略を調査する。

(集計結果の分析)

Q37 預金のみの運用 135 団体 (41%)、国内公共債 190 団体 (58%) である。金融債は 3 団体、株式は 4 団体、指定金銭信託は 4 団体が運用している。また、政令市 1 団体が土地開発公社等貸付金および町村 1 団体が仕組債を運用している。なお、債券は金利変動リスクにさらされるため、預金のみの運用を行う団体はリスク全面回避をしている。

Q38 国内公共債の運用を行う 190 団体の運用戦略を見れば、「①満期保有原則」157 団体 (83%) は「②利息収入に売却収入を加味する」28 団体 (15%) 等を大きく上回っている。国債等債券価格は債券表面利率と市場利回りの金利差を調整するため決定されるため、市場利回りの変動に伴い変動し、含み益または含み損が生じる。債券を満期まで持切れば額面で償還されるため、満期まで保有して価格変動の影響を全面的に回避するというのである。これは、売却による含み益の実現（資産収入）を放棄することを意味する。そして、満期まで持ち切れる資金額は不確実なため、債券運用額を減らすか、あるいは、運用期間を短期化することになる。このように、債券の満期保有原則は、資金運用収入稼得にマイナスの影響を及ぼす。

(6) 資金運用（歳計現金、基金の共通項目）

	回答団体数	Q39. オーバーパー債券※ ¹¹ の購入について、お聞きします			Q40. 債券の償却※ ¹² についてお聞きします		
		①オーバーパー債券を購入している	②償還年度利息に相当するオーバーパーを上限に購入できる	③オーバーパー債券を購入しない	①オーバーパーの償却を行っている	②オーバーパーとアンダーパー※ ¹¹ の償却を行っている	③債券償却は行わない
都道府県	38	14	8	9	12	2	
政令市	16	2	5	5	1	1	
中核市・旧特例市	66	11	10	21	10	1	
特別区	13	4	2	6	2	1	
市	124	8	13	47	6	2	
町村	69	3	5	17	2	1	
合計	326	42	43	105	33	8	

※11 オーバーパー債券とアンダーパー債券：オーバーパー債券は額面より高い価額で取得される債券である。アンダーパー債券は額面より低い価額で取得される債券である。満期時に額面で償還されるため、満期まで保有すると、オーバーパー債券は償還損が発生し、アンダーパー債券は償還益が発生する。

※12 債券の償却（償却原価法）：額面金額より高い価額または低い価額で国債等債券を取得した場合、この差額を各期の受取利息に配分するとともにその配分額を債券帳簿価額に加減する。これにより、満期には額面価額と債券帳簿価額が同一になる。

（質問の意図）

オーバーパー債券購入制限およびオーバーパー償却回避の状況を調査する。

（集計結果の分析）

債券運用を行っている 190 団体のうち、「オーバーパー債券の購入」について、「①購入」は 42 団体（22%）である。「②償還年度利息内のオーバーパーは購入できる」43 団体および「③購入しない」105 団体を合わせた 148 団体（78%）が、オーバーパー債券購入を回避している。「①オーバーパー債券購入」42 団体のうち、償却原価法の適用団体は 33 団体である。残り 8 団体は、償還損失等を他債券売却益との相殺等で処理する。なお、特別区 1 団体は回答を拒否した。

多くの自治体がオーバーパー債券取得回避を行う理由は、償却原価法を適用していないため満期に償還損失が生じるためである。官庁会計における債券償却原価法適用手続が理解されていないこと、多くの基金の存在が償却原価法適用手続を複雑にすることおよび職員の教育研修が十分に行われていないこと等がオーバーパー債券取得回避の要因である。基金の存在による阻害要因は、すべての基金一括運用により解決する。

(7) 資金運用（歳計現金、歳入歳出外現金）

	回答団体数	Q41. 平成26年度「歳計現金・歳入歳出外現金」平均残高をご記入ください 単位：百万円	Q41. 平成26年度「歳計現金・歳入歳出外現金」運用収入をご記入ください 単位：千円	Q41. 平成26年度「歳計現金・歳入歳出外現金」運用利回り(%)	Q42. 歳計現金・歳入歳出外現金の運用期間をお聞きます					
					①1年以内、又は一会計年度以内の短期運用	②1年を超える預金運用	③10年以内債券で運用	④10年を超える超長期債券運用	⑤原則1年以内の運用、住宅敷金等は10年以内債券運用	⑥原則1年以内の運用、預金担保用定期預金は10年超のコーラブル預金※ ¹³
都道府県	37	88,788	52,816	0.07	32		2		3	
政令市	15	28,118	20,546	0.09	15					
中核市・旧特例市	66	8,320	5,425	0.06	64		1			1
特別区	13	10,436	2,292	0.02	13					
市	124	2,617	1,804	0.06	119	2		3		
町村	69	748	360	0.04	64	2	2		1	
合計	324	14,971	9,103	0.06	307	4	5	3	4	1

※13 コーラブル預金：金融機関は満期前に償還する権限を持ち、預金者は期日前に解約を申し出ることができない代わりに、定期預金に比べて金利が上乘せされる。

Q41 平成26年度 歳計現金・歳入歳出外現金運用利回り分布図

利回り	0～0.05%	～0.1%	～0.15%	～0.2%	～0.3%	～0.6%	～0.9%	～1.2%	～1.5%	合計	
団体数	32	161	85	23	13	3	3	1	0	1	322

(質問の意図) Q41 歳計現金・歳入歳出外現金（以下「歳計現金等」という）の余剰資金（＝平均残高）および運用収入（運用利回り）の状況を調査する。

Q42 歳計現金等の運用利回りを押し下げている1会計年度以内の預金運用を調査する。
(集計結果の分析)

Q41 平成26年度歳計現金等平均残高（団体平均）は、都道府県888億円、政令市281億円、中核市・旧特例市83億円、特別区104億円、一般市26億円および町村7億円であり、多額の資金余剰がある。歳計現金等運用利回りの全団体平均は0.06%であり、団体区分や資金の多寡と運用利回りの相関関係は見られず、一様に低い。運用利回は、0.05%以下に最多の193団体（60%）が分布している。なお、0.6%超0.9%以下に1団体、1.2%超1.5%以下に1団体に分布しているが、長期、超長期債券運用を行っている団体である。

Q42 歳計現金等の運用利回りが低い要因は、「①1年以内の短期運用」が307団体（95%）で行われているからである。また、日本銀行が10年国債金利を概ね0%とするイールドカーブコントロールを打ち出している。そのため、「③10年以内債券の運用」においても、低利回りである。

(7) 資金運用（歳計現金、歳入歳出外現金）

	回答 団体数	Q 4 3. 「歳計現金・歳入歳出外現金」を預金等の短期・中期運用に限定する理由を お聞きします 【複数回答可】					
		①一会計 年度中に 歳計現金 が不足す る時期が 見込まれ るため	②自治省行政課長通知（S38.12.19） による【通知内容】歳計現金におけ る最も確実かつ有利な方法とは通常は 金融機関に預金して安全に保管するこ とであり、かつ支払準備金に支障のな い限り適時適正に預金による運用の利 益を図ることであり、これを基本的な 原則とする	③資金 運用規 程に1 年以内 と定め ている	④会計年度を 越える運用期 間の設定は好 ましくない と考 える	⑤歳計現金で 年度を越える 債券購入は、 歳出予算（投 資及び出資 金）を組むべ きと考 える	⑥債券 運用に 適さな い金利 状況と 考 える
都道府県	35	29	4		1	1	
政令市	15	12		1			
中核市・ 旧特例市	65	51	13				1
特別区	13	5	6				2
市	121	92	23	1			4
町村	67	46	12				7
合計	316	235	61	2	1	1	14

(質問の意図)

歳計現金等は預金等による短期・中期運用である理由を調査する。

(集計結果の分析)

歳計現金・歳入歳出外現金を短期・中期運用に限定する理由として、「①年度内に歳計現金不足時期がある」235 団体（75%）が最も多く、次に、「②自治省事務次官通知（昭和 33.6.14）による」61 団体（19%）が多い。

「①年度内に歳計現金不足時期がある」とは、支払資金不足が一時的に見込まれるため、いつでも換金できる預金で保管するということである。一方で、1 年の歳計現金等平均残高を算定すれば、巨額の資金余剰が認められる。そこで、一時的な資金不足の時期に一時借入することで、歳計現金等の一部を超長期運用する可能性が生まれるが、そのような調達と運用の総合管理は一般的になされていない。

「②自治省事務次官通知による」とは、自治事務次官通知（昭和 33.6.14 自乙財発第 4 号）「地方公共団体の公金の取扱」において「(略) 公金の保管は、安全確実を絶対条件とし、かつ、(略) 支払に即応できるような形で行われるべきものであるから、出納長等が行う保管の形式のうち最も適当と認められるのは確実な金融機関に対する預金の方法によることである」とする見解に従うということである。

しかし、昭和 40 年から国債が発行されるようになったこと、および金利環境が変わったことにより、預金運用のみでは、地方自治法第 235 条の 4（現金及び有価証券の保管）が求める「最も確実かつ有利な方法による保管」を実現することができない。

(8) 資金運用（基金）

	回答団体数	Q44. 会計管理者が保管している基金数をお聞きします		Q45. 基金の運用手法について、お聞きします			Q46. 地方公営企業会計の資金を一般会計が受託して運用を行っていますか		Q47. 地方公営企業会計資金の運用受託の方法をお聞きします		
		①財産維持型・積立型基金	②定額運用基金	①個々の基金毎の資金運用	②一部の基金の資金を統合した運用	③すべての基金の資金を統合した運用	①はい	②いいえ	①一般会計に公営企業資金運用基金を造成して運用	②一般会計等に資金を受け入れず、運用のオペレーションのみ提供	③歳計現金と一緒に地方公営企業法一部適用会計資金を預かり運用
都道府県	38	33	2	14	14	9	2	36		2	
政令市	16	28	2	4	3	9	2	14		2	
中核市・旧特例市	66	20	2	29	26	11	3	63		2	1
特別区	13	12	2	5	1	7		13			
市	124	18	2	66	29	29	3	121	1	2	
町村	69	15	2	49	10	10	2	67		2	
合計	326	20	2	167	83	75	12	314	1	10	1

	回答団体数	Q48. 外郭団体会計の資金を一般会計が受託して運用を行っていますか		Q49. 外郭団体資金を一般会計が受託して運用を行っていますか		Q50. 平成26年度「基金平均残高」をご記入ください 単位：百万円	Q50. 平成26年度「基金運用収入」をご記入ください 単位：千円	Q50. 平成26年度「基金運用利回り」 (%)
		①はい	②いいえ	①一般会計に外郭団体資金運用基金を造成して運用	②一般会計等に資金を受け入れず、運用のオペレーションのみ提供			
都道府県	38		38			293,816	895,596	0.25
政令市	16		16			137,186	665,352	0.37
中核市・旧特例市	66		66			23,646	39,334	0.16
特別区	13		13			64,855	102,736	0.16
市	124	2	122	1	1	10,484	33,602	0.27
町村	69		69			3,867	11,973	0.22
合計	326	2	324	1	1	53,089	164,615	0.24

Q50 平成26年度 基金運用利回り分布図

利回り	0	～0.05%	～0.1%	～0.15%	～0.2%	～0.3%	～0.6%	～0.9%	～1.2%	～1.5%	～1.8%	～2.1%	～2.8%	合計
団体数	3	57	47	59	53	42	38	9	8	1	4	1	2	324

(8) 資金運用（基金）

(質問の意図)

Q44 日本の地方自治体において基金が非常に多い状況を明らかにする。

Q45 基金の個別運用および一括（統合）運用の団体数を調査する。一括運用は、個々の基金と個々の金融商品の対応付けを外し、預金保管の資金と国債等投資の資金に二分することで、取崩しへの対応と運用収入の向上という相矛盾する課題を解決する。

Q46～Q49 公営企業や外郭団体の余剰資金を基金運用に統合することで、公営企業や外郭団体の支払資金への備えと効率的な運用が同時に追求できる。Q50 基金の残高と運用収入を調査する。

(集計結果の分析)

Q44 基金数は、都道府県 33 個、政令市 28 個、中核市・旧特例市 20 個、特別区 12 個、市 18 個、町村 15 個、全団体平均 20 個であり、多くの基金に資金が分断されている。庁舎建設基金のように、取崩し時期が定まった基金は例外的であり、ほとんどの基金は取崩し時期が定まらないため、予期せぬ取崩しリスクを有している。

Q45 「③すべての基金の資金を統合した運用」を行っている団体は 75 団体（23%）である。政令市および特別区は 5 割を超えている。基金一括運用実施 75 団体の内、歳計現金等と基金を 1 口座で出納管理する団体は、20 団体ある。この場合、歳計現金の資金繰りを外部からの借入とする原則を持たなければ、資金繰りを基金に全面的に依存することになり、基金から長期運用資金が失われることになる。

Q46～Q49 地方公営企業および外郭団体資金を受託した基金一括運用を行っているのは、国東市 1 市（0.3%）のみである。地方公営企業や外郭団体の資金は、基金と同様に会計の特定目的が生じたときに支出の必要が生ずるリスクがあるため、一括運用基金に加えることは、流動性リスク共有による資金繰りの有効な対応である。

Q50 平成 26 年度基金平均残高は、都道府県 2,938 億円、政令市 1,372 億円、中核市・旧特例市 236 億円、特別区 648 億円、市 105 億円および町村 39 億円であり、巨額である。基金運用利回りは全団体平均 0.24%である。運用利回りは団体区分や運用資金額の多寡による差はなく一様に低く、運用利回りと運用資金額に相関性は認められない。

運用利回りは、0.0%～0.2%の区間に 219 団体（68%）が分布している。なお、0.9%超～2.8%に 16 団体（5%）が分布している。

(9) その他

	回答団体数	Q 5 1. 資金調達・運用に関わる職員に専門研修を行っていますか								⑨行っていない
		資金調達担当職員				資金運用担当職員				
		① 半日実施	② 1日実施	③ 2日実施	④ 3日以上実施	⑤ 半日実施	⑥ 1日実施	⑦ 2日実施	⑧ 3日以上実施	
都道府県	37	2	2	3	1	3	2	4		24
政令市	15	3			1	2	1	1	1	10
中核市・旧特例市	66	3	8	1	1	1	4	11	6	42
特別区	13						3	1	2	7
市	124	6	5	5	2	5	5	9	3	95
町村	69	1		1	1	2	1	1	1	63
合計	324	15	15	10	6	13	16	27	13	241

(質問の意図) 職員に対する専門研修の実施状況を調査する。

(集計結果の分析) 資金調達職員に対する専門研修が86%の団体で行われず、資金運用職員に対する専門研修が79%の団体で行われていない。専門能力育成に関する内部統制の欠如を示している。

	回答団体数	Q 5 2. 外部金融専門機関の利用について、お聞きします【複数回答可】							
		①金融専門家(機関)に景気動向、金利動向、資金調達・運用戦略等のアドバイザーを委託	②ブルームバーグやロイター等の有料情報サービスを利用	③証券会社等からの無料の金融市場情報を利用	④公認会計士による預入金金融機関の分析	⑤金融専門機関・公認会計者を会議の助言者	⑥非常勤専門職員の活用	⑦週刊「ニッキン」または日本経済新聞による情報収集	⑧利用していない
都道府県	37	7	10	32	1				4
政令市	15		2	14		1			
中核市・旧特例市	66	1		58				1	8
特別区	13	4		9			1		2
市	124	3	2	104				1	18
町村	69			50					19
合計	324	15	14	267	1	1	1	2	51

(質問の意図)

金融等専門機関からの情報収集は、資金調達・運用を有効に行うために重要である。

(集計結果の分析) 「③証券会社等からの無料の金融市場情報を利用する」267団体(82%)が最も多い。「①金融専門家(機関)にアドバイザーを委託」15団体(5%)、「ブルームバーグ等の有料情報サービス」14団体(4%)、「⑧利用していない」51団体(16%)である。中立的な立場である金融専門家等から情報収集を行うことは、安全で効率的な資金管理を行うために有効である。

(9) その他

	回答団体数	Q53. 資金調達又は資金運用について、お悩みのことなどがあればご記入ください										
		①日銀マイナス金利政策による超低金利状況にあり、収入が得られない。安全かつ効率的な資金運用の手法	②金融機関の預金金利低下や預金の辞退が増加	③職員が1～3年で人事異動するため、運用ノウハウの蓄積が困難	④人事異動があったときのノウハウの引き継ぎ（マニュアル化の困難さ）。金融知識の習得	⑤金融の素人の職員が金融のプロ（証券会社）を相手に取引する困難さ。国債等売買のタイミング	⑥証券会社選択の判断基準	⑦資金調達・運用のやり方を変えるために市全体のコンセンサスを得るのに時間がかかる	⑧各部署担当課の連携	⑨基金一括運用の導入のためのノウハウがわからない。基金一括運用に伴う会計システムの調整の方法	⑩債券運用や調達の情報が少なく、実務がわからない	⑪基金繰替え運用を3月31日を超えて行う方法。基金の繰替え運用に変わる資金調達手法
都道府県	37	4		1							1	
政令市	15	4								1		
中核市・旧特例市	66	11	3		2			1	1			
特別区	13	3										
市	124	8	2	2	1	1						1
町村	69	5	4			2						
合計	324	35	3	7	4	3	1	2		1	1	1

(質問の意図)

自由記入

(集計結果の分析)

回答があった 58 団体中、「①日銀マイナス金利政策による超低金利状況にあり、収入が得られない。安全かつ効率的な資金運用の手法」が 35 団体で最も多い。次に、人事異動による資金管理ノウハウの蓄積や引き継ぎの困難さに関して、「③職員が 1～3 年で人事異動するため、運用ノウハウの蓄積が困難」7 団体および「④人事異動があったときのノウハウの引き継ぎ（マニュアル化の困難さ）。金融知識の習得」4 団体が多い。

2. 資金管理規程分析結果

(1) 統制活動／統制方針のあり方

	1. 対象とする資金				2. 対象とする活動と規程						3. 資金運用規程の分立						
	①	②	③	合計	①	②	③	④	⑤	⑥	合計	①	②	③	④	⑤	合計
都府県	20	9		29	1		15	11		2	29	14	12	1	1	1	29
政令市	11	1		12			3	6		3	12	2	5		4	1	12
中核市・旧特別市	33	19	1	53	2		23	26	2		53	22	13	4	10	4	53
特別区	9			9						9	9	7			2		9
市	51	23		74	3		24	47			74	48	4	4	17	1	74
町村	14	9		23	2		5	16			23	15	2		6		23
合計	138	61	1	200	8		70	106	2	14	200	108	36	9	40	7	200

※1 会計管理者保管資金：一般会計、特別会計、基金および歳入歳出外現金の資金ならびに制度融資預託金

(集計結果の分析)

1. 対象とする資金

「①会計管理者保管資金」のみを対象とする規程は138団体(69%)である。一方、「②会計管理者管理資金と地方公営企業資金の双方を対象とする規程は62団体(31%)と少ない。一般会計等と地方公営企業の資金管理を共通の方針で統制を行うことは、ペイオフ対策、専門性および効率性を確保する点で合理的であると考えられるが、双方を対象とする資金管理規程は少ない。

2. 対象とする活動と規程

「①資金調達と資金運用の統一規程」は8団体(4%)が制定しているだけであり、「②資金調達、資金運用および現金不正防止の統一規程」は皆無である。資金調達と資金運用の総合管理の観点から欠如していることを示している。「③短期資金調達と資金運用の統一規程」、「④資金運用規程のみを対象とする規程」、および「⑤短期資金調達と資金運用規程に関する別々の規程」は長期資金調達を除いた規程であるが、これらを合わせると178団体(89%)である。「⑥長期資金調達と資金運用に関する別々の規程」を制定しているのは、14団体(7%)であり、きわめて少ない。長期資金調達規程は、①と⑥を合わせた22団体(11%)であり、きわめて少ない。

3. 資金運用規程の分立

基本規程、運用基準、債券運用規程、資金管理連絡会議設置要綱等に分けている団体がある。「①ひとつの資金運用規程」である108団体(54%)を除く、②から⑤の92団体(41%)が複数の資金運用規程を有している。このように規程が錯綜すれば、資金運用方針の全体像が担当部門以外にはわかりにくいため、情報の伝達に関わるリスクが生じる。

(2) 目的の設定

	1. 目的 ①資金の安全性、流動性、利回り ②資金の安全性、流動性、利回り、債務早期償還 ③資金の安全性、流動性、利回り、債務残高抑制 (臨時財政対策債を除く) ④資金の保護 ⑤ない					2. 関係する法令順守 ①ある ②ない			
	①	②	③	④	⑤	合計	①	②	合計
都府県	25		2	1	1	29	11	18	29
政令市	9			2	1	12	1	11	12
中核市・ 旧特例市	51				2	53	11	42	53
特別区	9					9	2	7	9
市	62	1		6	5	74	20	54	74
町村	19			4		23	8	15	23
合計	175	1	2	13	9	200	53	147	200

(集計結果の分析)

1. 目的

「①資金の安全性、流動性および利回り」が175団体(88%)で圧倒的に多い。債務残高の適切な抑制という観点を含んでいる回答は②と③であるが、「②資金の安全性、流動性、利回、債務早期償還」は1団体であり、「③資金の安全性、流動性、利回、起債(臨時財政対策債を除く)抑制」は市場公募債発行の2団体のみである。「④資金の保護」のみを目的とするのは、13団体である。特筆すべきは、債務早期償還および債務抑制の方針を示している団体がほとんどなく、債務抑制の対象から臨時財政対策債が除かれている。

2. 関係する法令遵守 地方自治法および地方財政法等の遵守を53団体(26%)が定めている。

(3) 内部環境／誠実性・倫理感、人的資源および情報と伝達

	1. 職業倫理 (誠実性および金融関係情報収集) ①ある ②ない			2. 職員の教育、研修 ①ある ②ない			3. 外部専門家の意見を取り入れる ①ある ②ない		
	①	②	合計	①	②	合計	①	②	合計
都府県	8	21	29	3	26	29	6	23	29
政令市	7	5	12	1	11	12	1	11	12
中核市・ 旧特例市	18	35	53	7	46	53	3	50	53
特別区	5	4	9		9	9	4	5	9
市	30	44	74	7	67	74	3	71	74
町村	9	14	23	2	21	23		23	23
合計	77	123	200	20	180	200	17	183	200

1 (集計結果の分析)

・職業倫理 (誠実性および金融関係情報収集)

77団体(39%)が定めており、利益相反行為を禁じ、住民の利益を第一にし、金融関係情報収集に努める等の誠実性・倫理観を求めるものである。

2. 職員の教育、研修

20団体(10%)が定めているのみで、きわめて少ない。

3. 外部専門家の意見を取り入れる

17団体(9%)が定めているのみで、きわめて少ない。

(4) 内部環境／リスクマネジメントの考え方

	1. リスクに対処する考え方 ①安全性、流動性の確保を利回りに優先 ②安全性、流動性、金利変動リスクの適切な管理を通じて効率性実現 ③安全性、流動性、利回りの追求 ④リスク回避 ⑤ない						2. 金利変動リスクの対処 ①入れ替え（途中売却） ②リスク回避のため満期保有 ③満期保有 ただし、理由により償還前売却を認める ④ない				
	①	②	③	④	⑤	合計	①	②	③	④	計
都府県	25		3	1		29		5	18	6	29
政令市	8		3		1	12		4	7	1	12
中核市・ 旧特例市	40		10	2	1	53		6	34	13	53
特別区	9					9			7	2	9
市	45	2	18	6	3	74	2	9	27	36	74
町村	13	3	4	2	1	23	2	4	8	9	23
合計	140	5	38	11	6	200	4	28	101	67	200

(集計結果の分析)

リスクを受け入れる量を管理することで、リターンとのバランスを取るリスク選好の考え方が極めて少ない。満期保有による金利変動リスク全面的回避が一般的である。

1. リスクに対処する考え方

「①安全性、流動性の確保を利回りに優先」を定めている 140 団体および「④リスクの回避」を定めている 11 団体と合わせた 151 団体（76%）が利回りを劣後する目的としている。「②安全性、流動性、金利変動リスクの適切な管理を通じて効率性実現」としているのは 5 団体（3%）しかない。

2. 金利変動リスクの対処

「②リスク回避のための満期保有」と「③満期保有（理由により売却を認めるを含める）」が合わせて 129 団体（65%）あり、「①入れ替え（途中売却）」は 4 団体（2%）しかない

(5) 短期資金調達に関するリスク統制手続／資金運用との相関関係

	1. 短期資金調達における内部資金と外部資金の選択 ①内部資金（＝基金繰替え運用、一般当座貸越）優先 ②一時借入利子と基金繰替え運用利子の有利な方を選択 ③一時借入利子と基金運用利子を比較して、借入方法を選択 ④金融市場金利を反映する調達方法の選択 ⑤ない					2. グループファイナンス※ ² ①会計間の相互資金融通 ②一般会計等から地方公営企業へ貸付 ③地方公営企業から一般会計等へ貸付 ④ない					
	①	②	③	④	⑤	合計	①	②	③	④	合計
都府県	12	2			15	29	1	2	1	25	29
政令市	2		1		9	12	2		1	9	12
中核市・旧特別市	20	2			31	53	3	3	7	40	53
特別区	1				8	9				9	9
市	18	5		1	50	74	1		2	71	74
町村	1	6			16	23				23	23
合計	54	15	1	1	129	200	7	5	11	177	200

※2 グループファイナンス：一般会計等、地方公営企業および外郭団体の間における短期資金融通

(集計結果の分析)

1. 短期資金調達における内部資金と外部資金の選択

規定そのものが「⑤ない」129 団体（65%）が最も多い。次に多いのが、「①内部資金（＝基金繰替え運用、一般当座貸越）優先」54 団体（27%）である。「②一時借入利子と基金繰替え運用利子の有利な方を選択」15 団体（8%）については、基金繰替え運用利子は低く設定されるため、①と同様に内部資金優先になると想定される。「③一時借入利子と基金運用利子を比較して借入方法の選択」1 団体については、現状の預金等の運用利回りは一時借入利子を下回ることが考えられるため、①と同様に内部資金の選択になると想定される。したがって、①、②および③を合わせた 70 団体（35%）が内部資金による調達方針であると考察される。なお、「④金融市場金利を反映する調達方法の選択」1 団体については、債券現先取引による資金調達であるが、現状の調達利回りは 0%またはマイナス利回りである。マイナス利回りとは借入先から利子を得ることである。

2. グループファイナンス

規定そのものが「④ない」177 団体（89%）が最も多い。次に、「③地方公営企業から一般会計等へ貸付」11 団体（6%）、「①会計間の相互資金融通」7 団体（4%）、「②一般会計等から地方公営企業へ貸付」5 団体（3%）の順が続いている。

短期資金調達において、基金や地方公営企業等の内部資金で融通する場合、低利調達のメリットがある一方で、貸す側からは長期運用資金が失われる運用を阻害するリスクがあることは重要である。資金調達と資金運用を 1 つの事業としてとらえ、外部から低利で短期資金を調達し、長期運用で利子を多く稼ぎ、収益が費用を上回れば良いという調達と運用の総合管理の視点が必要である。資金繰りの源資を内部資金とするか、外部資金とするかは、資金運用戦略に重大な影響を及ぼす。

(6) 長期資金調達に関するリスク統制手続—平均償還年限、利子シミュレーション
および早期償還

課題	平均償還年限短期化、利子シミュレーションによる借入方式選択および債務早期償還に関わる方針が極めて少ない。											
	1. 長期資金調達における平均償還年限短期化措置 ①ある ②ない ③長期資金調達程がない				2. 長期資金調達における利子シミュレーションによる借入方式選択 ①ある ②ない ③長期資金調達規程がない				3. 債務早期償還 ①ある ②ない ③長期資金調達規程がない			
	①	②	③	合計	①	②	③	合計	①	②	③	合計
都府県		3	26	29		3	26	29		3	26	29
政令市		2	10	12		2	10	12		2	10	12
中核市・旧特例市		2	51	53		2	51	53		2	51	53
特別区		9		9		9		9		9		9
市	2	2	70	74	1	3	70	74	2	2	70	74
町村		2	21	23		2	21	23		2	21	23
合計	2	20	178	200	1	21	178	200	2	20	178	200

(集計結果の分析)

1. ～3. の項目で最も多いのは、「③長期資金調達規程がない」178 団体（89%）である。

1. 長期資金調達における平均償還年限短期化措置および 3. 債務早期償還

これらの規定があるのはそれぞれ 2 団体のみである。

償還年限が同じでも、据置期間短縮や元利均等を元金均等に変えるだけで、平均償還年限が短縮できる。その結果、金利が下がり、債務が早期償還され、利息負担が軽減されて、繰り上げ償還と同様の効果が生まれる。これは、起債の効率性に係る重要なリスク対応手続であるが、これに関する統制方針が制定されているのはわずか 2 団体のみである。

2. 長期資金調達における利子シミュレーションによる借入方式選択

この規定があるのは国東市のみである。利子シミュレーションは金利変動リスクを評価して最善の借入方式を決定するための重要な手続である。たとえば、据置期間を撤廃すれば、債務は早期に償還され、金利変動にさらされる債務が少なくなるため、金利上昇が生じても金利見直し方式の方が固定金利方式より有利になることがある。さまざまな借入条件を起債ソフトに入れて利子比較すれば、どの条件のときにどの借入方式が有利かが直ちにわかる。起債の借入方式の決定手続は利子負担、債務早期償還に関わる重要なリスク対応手続である。

(7) 長期資金調達に関するリスク統制手続—安定的な資金調達、起債発行時期の平準化、
調達年限多様化、起債残高の抑制

	1. 安定的な資金調達 ①ある ②ない ③長期資金調達規程がない				2. 起債発行時期の平準化、 調達年限の多様化 ①ある ②ない ③長期資金調達規程がない				3. 起債残高の抑制 ①ある ②ない ③長期資金調達規程がない			
	①	②	③	合計	①	②	③	合計	①	②	③	合計
都府県	3		26	29	3		26	29	1	2	26	29
政令市		2	10	12		2	10	12		2	10	12
中核市・ 旧特例市		2	51	53		2	51	53		2	51	53
特別区		9		9		9		9		9		9
市		4	70	74		4	70	74		4	70	74
町村		2	21	23		2	21	23		2	21	23
合計	3	19	178	200	3	19	178	200	1	21	178	200

(集計結果の分析)

1.～3.の項目で最も多いのは、「③長期資金調達規程がない」178団体（89%）である。

1.安定的な資金調達

この規定があるのは3団体のみである。

安定的な資金調達を行うために、都道府県の一部および政令市は市場公募満期一括償還地方債の発行をしてきた。この調達方式は平均償還年限が長期化し、債務償還遅延と利子負担増加を招くとともに減債基金積立が義務付けられる。しかし、投資する側から見れば、利回りが高く、売却益が得られるメリットがあるため、安定的な資金調達に資するとされてきた。しかし、金融環境がオーバーローンから金余りに変化している状況を踏まえれば、定時償還債の検討が必要である。

2.起債発行時期の平準化または調達年限の多様化

この規定があるのは3団体のみである。起債発行時期の平準化または調達年限の多様化は、金利変動リスク対応のために時期と年限を分散する戦略である。しかし、多くの地方自治体は証書借入の時期を平準化せずに、出納整理期間の5月の同一日を借入日として起債をまとめて行っている。

3.起債残高抑制

この規定があるのは1団体のみである。しかし、臨時財政対策債は抑制対象から除かれている。

地方公共団体財政健全化法（平成19年6月22日法律第94号）の健全化判断比率のうち、実質公債費比率は標準財政規模と地方債元利償還金が中核的な算定要素であり、将来負担比率は標準財政規模と地方債残高等将来負担が中核的な算定要素である。財政の継続性維持に貢献する重要な要素であるため、起債残高を適正な水準に統制する必要がある。

(8) 資金運用に関するリスク統制手続—年次資金運用計画、取引先の財務健全性検証、ペイオフ対処手続

	1. 年次資金運用計画の作成 ①ある ②ない			2. 取引先（金融機関または証券会社）の財務健全性検証 ①ある ②ない			3. ペイオフ対処手続 ①ある ②ない		
	①	②	合計	①	②	合計	①	②	合計
都府県	13	16	29	22	7	29	23	6	29
政令市	4	8	12	11	1	12	7	5	12
中核市・旧特別市	7	46	53	50	3	53	43	10	53
特別区	4	5	9	8	1	9	8	1	9
市	11	63	74	58	16	74	44	30	74
町村	3	20	23	17	6	23	13	10	23
合計	42	158	200	166	34	200	138	62	200

(集計結果の分析)

- 年次資金運用計画の作成 42 団体 (21%) が定めている。
金融市場の変化に応じて、年次または随時の資金運用計画を定めることは有効である。
- 取引先（金融機関または証券会社）の財務健全性検証 166 団体 (83%) が定めている。
- ペイオフ対処手続
この規定は 138 団体 (69%) が定めているが、信用リスクに対処するための必須手続である。

(9) 資金運用に関するリスク統制手続—運用商品の制限、格付会社格付による投資制限、すべての基金一括運用

	1. 運用商品の制限（預金、貸付信託等を除く） ①国内公共債 ②国内公共債、特定の法律に基づく社債 ③国内公共債、社債 ④国内公共債、社債、ユーロ円債等 ⑤ない						2. 預金以外運用商品の信用格付会社評価による投資制限 ①ある ②ない			3. すべての基金一括運用 ①ある ②ない ③地方公営企業および外郭団体の資金を含めた一括運用			
	①	②	③	④	⑤	合計	①	②	合計	①	②	③	合計
都府県	21	3		2	3	29	6	23	29	2	27		29
政令市	9	1	1		1	12	2	10	12	2	10		12
中核市・旧特別市	45	1	1		6	53	4	49	53	2	51		53
特別区	7		1		1	9	3	6	9		9		9
市	54	1	2	2	15	74	4	70	74	8	65	1	74
町村	19	1			3	23	1	22	23	6	17		23
合計	155	7	5	4	29	200	20	180	200	20	179	1	200

(集計結果の分析)

- 運用商品制限（※預金、貸付信託（元本保証）等を除く）
「①国内公共債」155 団体 (78%)、制限の規定「⑤ない」が 29 団体である。
- 預金以外運用商品の信用格付会社評価による投資制限
この規定は 20 団体 (10%) が定めている。運用商品の範囲を明確に制限することは、リスク統制のために必要な手続である。
- すべての基金一括運用
この規定は 20 団体 (10%) が定め、「③地方公営企業および外郭団体の資金を含めた一括運用」は国東市のみが定めている。基金および特別会計の特定目的による資金取崩し等の不確実性および資金使途制約による流動性リスクは大きく、そのリスク対応手続として、すべての基金や地方公営企業資金を含めた一括運用は流動性リスク共有によるリスク軽減として有効な手続きである。

(10) 債券取引に関するリスク統制手続—運用期間制限、保有量制限、オーバーパー債券取得制限

	1. 債券運用期間制限 ①5年以内 ②10年以内 ③20年以内 ④30年以内 ⑤ない						2. 金融商品別保有額 (保有割合) 制限 ①ある ②ない			3. オーバーパー債券取得制限 ①ある ②ない (償却原価法手続がある) ③ない (償却原価法手続がない)			
	①	②	③	④	⑤	合計	①	②	合計	①	②	③	合計
都府県	1	7	6		15	29	4	25	29	7	1	21	29
政令市	2	2	1	2	5	12		12	12	7		5	12
中核市・ 旧特例市	10	11	7		25	53		53	53	25	4	24	53
特別区	2	2	3		2	9	2	7	9	3		6	9
市	11	10	10	1	42	74	2	72	74	17	2	55	74
町村	6	5	5		7	23	1	22	23	5	3	15	23
合計	32	37	32	3	96	200	9	191	200	64	10	126	200

(集計結果の分析)

1. 債券運用期間制限

①～④で債券運用期間の制限を定めているのは、104 団体 (52%) である。

運用期間の長さに金利変動リスク等が高まるため、投資債券償還年限を制限することはリスク対応手続として必要である。

2. 金融商品別保有額 (保有割合) 制限

定めているのは9 団体 (5%) しかない。

資金調達および資金運用において、リスクを受け入れる量をリターンとのバランスで統制することが重要である。このようなリスク管理はリスク選好といい、事業者が価値を追求するに当たり進んで受容する包括的なリスク量である。この場合、事業者が全体として受け入れられるリスク量 (ポートフォリオ) を検討することが有用であると考えられる。

3. オーバーパー債券取得制限

定めているのは64 団体 (32%)、定めていない (償却減価法手続がある) が10 団体 (5%)、および、定めていない (償却減価法手続がない) が126 団体 (63%) である。

オーバーパー債券取得回避を多くの自治体が行うことで、債券運用の自由度が阻害されている。これは、償却原価法を適用していないため、満期に償還損失が生じるためである。これは、官庁会計における債券償却原価法適用手法が理解されていないこと、多くの基金の存在が償却原価法適用手続を複雑にしていることに起因する。償却原価法の適用手続を資金管理規程に定めることが望まれる。

(11) 債券取引に関するリスク統制手続—売却損失処理、購入時期分散、引き合い

	1. 債券売却損失処理 ①ある ②ない			2. 債券購入時期の分散 ①ある ②ない			3. 債券取引の引き合い ①ある ※引き合いと相対の選択を含む ②ない		
	①	②	合計	①	②	合計	①	②	合計
都府県		29	29	9	20	29	9	20	29
政令市		12	12	6	6	12	5	7	12
中核市・ 旧特例市	1	52	53	3	50	53	15	38	53
特別区		9	9	3	6	9	2	7	9
市	3	71	74	5	69	74	9	65	74
町村	4	19	23		23	23	4	19	23
合計	8	192	200	26	174	200	44	156	200

(集計結果の分析)

1. 債券売却損失処理

8 団体（4%）が定めている。保有債券の含み損失を処理して損失の拡大を回避する場合等に、債券売却損失処理が想定できる。企業会計では売却損益を通算することができるが、地方自治体では損益通算という思考が浸透していない。地方自治体において、債券満期保有原則の運用が多いのは、満期には額面で償還されるため、含み損益が消滅するためであると考えられる。効率的な資金運用を実現するためには、資金運用における個々の債券の損失は費用として運用収益と通算するという企業会計的な思考が必要である。

2. 債券購入時期の分散

26 団体（13%）が定めている。市場金利の動向は不確実なため、購入時期の間隔をあげ、分けて購入することが、金利変動リスクの統制手続になる。

3. 債券取引の引き合い規定

44 団体（22%）が定めている。地方債等の売却は引き合いが有利であるが、既発債の購入においては引き合いを行う時間的な余裕がない等、取引の種類ごとに引き合いと相対のいずれが有用かを考えるべきである。

(12) 情報と伝達

	1. 資金管理規程公表 ①ある ②ない			2. 資金調達利子負担率※ ³ の 算定・公表 ①ある ②ない			3. 資金運用利回り※ ⁴ の算 定・公表 ①ある ②ない		
	①	②	合計	①	②	合計	①	②	合計
都府県	1	28	29		29	29	5	24	29
政令市		12	12		12	12	1	11	12
中核市・ 旧特例市	1	52	53		53	53	3	50	53
特別区	1	8	9		9	9	2	7	9
市	3	71	74	1	73	74	3	71	74
町村		23	23		23	23	2	21	23
合計	6	194	200	1	199	200	16	184	200

※3 資金調達利子負担率：一時借入利回りまたは起債残高に対する利子負担率

※4 資金運用利回り：歳計現金・歳入歳出外現金残高または基金残高に対する運用利子の割合

(集計結果の分析)

情報の伝達が極めて脆弱である。資金管理のルールおよび業績の算定・伝達が行われなければ、モニタリング（監視）が行われない。情報を公開することで、監査委員、議会、住民等および長や他部門等利害関係者がモニタリングやマネジメントの対象とすることが可能になる。行政組織の内部に情報を閉ざしている状況は、ガバナンスの欠如を示している。

1. 資金管理規程公表

定めているのは6団体（3%）しかない。

2. 資金調達利子負担率の算定・公表

定めているのは1団体しかない。

3. 資金運用利回りの算定・公表

定めているのは16団体（8%）しかない。

(13) モニタリング

	1. 議会または監査委員に対する「資金管理規程」または「資金管理実績」報告 ①ある ②ない			2. 庁内資金管理委員会 ①ある ②ない		
	①	②	合計	①	②	合計
都府県		29	29	14	15	29
政令市		12	12	2	10	12
中核市・ 旧特例市		53	53	21	32	53
特別区		9	9	3	6	9
市		74	74	36	38	74
町村	2	21	23	10	13	23
合計	2	198	200	86	114	200

(集計結果の分析)

1. 議会または監査委員に対する『資金管理規程』または『資金管理実績』報告

定めているのは町村2団体（1%）のみである。

資金管理にかかる統制方針や資金管理の業績を議会や監査委員に伝えることは、独立的評価を受けるために必要であるが、ほとんど行われていない。

2. 庁内資金管理委員会

定めているのは86団体（43%）である。

庁内資金管理委員会で、資金管理のあり方を評価される。

平成 28 年 6 月 14 日

地方公共団体 会計管理者 御中

資金調達と資金運用に関する調査 ―ご協力のお願い―

入梅の候、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

関西学院大学大学院経営戦略研究科教授の石原俊彦と申します。

平成 28 年度の文部科学省科学研究費（挑戦的萌芽研究）「わが国地方自治体における資産負債改革と成果志向型財務管理基本方針の策定」（課題番号：16K13405）の研究代表者を務めております。現在、この挑戦的萌芽研究では、資金調達と資金運用に関する調査を企画しました。お手数をおかけし恐縮に存じますが、財務管理規程の提供とアンケートへのご回答を賜りますようお願い申し上げます。

本調査は、わが国地方自治体における資金管理（調達と運用）のさまざまなリスクをフレームワーク化するための基礎データを収集し、リスクを統制する有効な内部統制モデルを構築（提案）することを目的としています。資金調達と資金運用が会計管理者ご担当の部署以外で行われている場合には、お手数ですが当依頼状を回覧していただきますようお願い申し上げます。

ご協力いただきました団体には後日、調査結果に関する報告書を PDF ファイルでお送りさせていただきます。

記

- 1 調査項目と対象団体
 - ・調査項目：別紙「資金調達及び資金運用に関するアンケート」のとおり
 - ・調査団体：都道府県、政令市、中核市、旧特例市、特別区、九州管内（熊本県除く）市町村、近畿管内市町村
- 2 ご記入にあたって
 - ・「資金調達管理規程」又は「資金運用管理規程」及びアンケートについて、平成 28 年 6 月 30 日（木）までに大分県電子申請システムによりご送付ください。
[URL] <http://www.city.kunisaki.oita.jp/site/koukinanke/>
※ L G W A N 接続パソコンから入力してください
 - ・貴団体の「資金調達・運用管理規程」及びお答えの内容につきましては統計的に使用するものであり、個別の団体の情報は公表いたしません。
※問合せ先 大分県国東市役所会計課 益戸健吉
TEL/ 0978-72-5163 E-mail/kaikei@city.kunisaki.lg.jp
- 3 同封している書類
資金調達及び資金運用に関するアンケート
- 4 主催 関西学院大学大学院経営戦略研究科石原俊彦研究室（別紙に概要）
後援 国東市役所

資金調達と資金運用に関するアンケート

貴団体名 _____ 全国地方公共団体コード _____

団体種別 _____ (1. 都道府県 2. 政令市 3. 中核市 4. 旧特例市 5. 特別区 6. 市 7. 町村)

部署名 _____ ご担当者名 _____

電話番号 _____ メールアドレス _____

1. 資金管理（調達・運用）の事業としての位置付けについて

Q1 総合計画「実施計画」において「資金調達」が事業として位置づけられていますか。

- ① はい
- ② いいえ

回答欄	
-----	--

Q2 総合計画「実施計画」において「資金運用」が事業として位置づけられていますか。

- ① はい
- ② いいえ

回答欄	
-----	--

2. 資金管理（調達・運用）規程について

Q3 資金管理（調達・運用）規程がありますか。

- ① 資金調達と資金運用を一つの管理規程にまとめている
- ② 資金調達の単独の管理規程がある
- ③ 資金運用の単独の管理規程がある ⇒ Q7 へお進みください
- ④ ない ⇒ Q11 へお進みください

回答欄	
-----	--

Q4 資金調達管理規程はどのような形式で定められていますか。

- ① 条例
- ② 告示規程:規則、方針、基準等
- ③ 内部規程:方針、基準、要綱、マニュアル等

回答欄	
-----	--

Q5 資金調達管理規程の周知はどのように行っていますか。【複数回答可】

- ① ホームページ等で周知
- ② 議会議決及び告示: 条例
- ③ 告示: 規則等
- ④ 非公表
- ⑤ その他

回答欄		「⑤その他」を選択の場合、その内容:

Q6 資金調達管理規程の適用会計を選択してください。【複数回答可】

- ① 一般会計
- ② 特別会計
- ③ 地方公営企業会計
- ④ その他

回答欄		「④その他」を選択の場合、その内容:

Q7 資金運用管理規程はどのような形式で定められていますか。

- ① 条例
- ② 告示規程: 規則、方針、基準等
- ③ 内部規程: 方針、基準、要綱、マニュアル等

回答欄	
-----	--

Q8 資金運用管理規程の周知はどのように行っていますか。【複数回答可】

- ① ホームページ等で周知
- ② 議会議決及び告示: 条例
- ③ 告示: 規則等
- ④ 非公表
- ⑤ その他

回答欄		「⑤その他」を選択の場合、その内容:

Q9 資金運用管理規程の適用会計を選択してください。【複数回答可】

- ① 一般会計
- ② 特別会計
- ③ 公営企業会計
- ④ その他

回答欄		「④その他」を選択の場合、その内容:

Q10 資金管理(調達・運用)規程の順守について、監査委員監査や議会による監視を受けていますか。

【複数回答可】

- ① 監査委員による監査
- ② 議会による監視
- ③ その他の機関による監査もしくは監視
- ④ ない

回答欄		「③その他の機関」を選択の場合、その内容:

3. (資金調達・資金運用) 管理組織について

Q11 一時借入はどの部門が分掌していますか。

- ① 長に属する権限を分掌する組織(=財政課等) ⇒ Q13 へお進みください
- ② 会計管理者補助組織(=会計課等)

回答欄	
-----	--

Q12 長の一時借入権限を会計管理者補助組織(=会計課等)に分掌させる組織規則がありますか。

- ① ある ※「行政組織規則」または「会計管理者補助組織設置規則」
- ② ない

※行政実例 S39.4.28 自治行第 52 号 富山県総務部長宛行政課長回答

(問)「収入役の事務を補助する職員に長の事務を補助執行させるとすれば、「収入役の補助組織に関する規則」と「市役所組織規則」のいずれに「会計課に分掌させる長の事務を明記」するのが適当か」 (答)前段のとおり

回答欄	
-----	--

Q13 起債はどの部門が分掌していますか。

- ① 長に属する権限を分掌する組織(=財政課等)
- ② 会計管理者の補助組織(=会計課等)

回答欄	
-----	--

Q14 資金運用はどの部門が分掌していますか。

- ①長に属する権限を分掌する組織(財政課等) ⇒ Q16 へお進みください
- ②会計管理者補助組織(会計課等)

回答欄	
-----	--

Q15 長の運用権限を会計管理者補助組織(=会計課等)に分掌させる規則がありますか。

- ① ある ※「行政組織規則」または「会計管理者補助組織設置規則」
- ② ない

回答欄	
-----	--

4. 歳計現金管理について

Q16 会計管理者は一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金の相互の現金を用いて支払いをしていますか(=会計ごとに会計管理者口座を作らず、ひとつの口座で出納を行う)。

- ① 各会計、歳入歳入歳出外現金、基金ごとに別口座で出納管理
- ② 一般会計、特別会計1口座、歳入歳入歳出外現金1口座、基金別口座で出納管理
- ③ 一般会計、特別会計、歳入歳入歳出外現金1口座、基金別口座で出納管理
- ④ 一般会計、特別会計、歳入歳入歳出外現金、基金1口座で出納管理

回答欄	
-----	--

Q17 会計管理者が行う資金繰りの方法を3つ以内選択してください。

- ① 基金繰替運用
- ② 預金担保借入
- ③ 金融機関から証書借入(※預金担保借入を除く)
- ④ 一般当座貸越契約借入(※当座預金の預入が必要)
- ⑤ 専用当座貸越契約借入(※当座預金預入は必要ない)
- ⑥ 財政融資資金又は地方公共団体金融機構からの短期借入
- ⑦ 債券券売り現先取引
- ⑧ 債券貸借取引
- ⑨ グループファイナンス(=公営企業又は外郭団体からの借入)
- ⑩ その他

回答欄		「⑩その他」を選択の場合、その内容:

Q18 中小企業制度融資に関わる財政援助の方法を選び金額(平成26年度)をご記入ください。

【複数回答可】

- ① 利子補給、保証料助成
- ② 金融機関への預託金
- ③ その他

(平成26年度)

回答欄	③「その他」選択の場合 内容:				
番号①		千円	番号③		千円
番号②		千円			

Q19 土地開発公社を設置していますか。

- ① 設置している
- ② 設置していない

⇒Q22 へお進みください

回答欄	
-----	--

Q20 土地開発公社は借入があります。

① ある

② ない

⇒Q22へお進みください

回答欄	
-----	--

Q21 土地開発公社の借入先を選択し借入金額(平成26を年度)を記入してください。

【複数回答可】

① 一般会計

② 特別会計、地方公営企業会計

③ 金融機関

④ その他

回答欄 ④「その他」選択の場合 内容:			
番号①	千円	番号③	千円
番号②	千円	番号④	千円

5. 資金調達

Q22 起債残高に対する利子負担率を算定していますか。

① はい

② いいえ

⇒ Q25 へお進みください

回答欄	
-----	--

Q23 起債残高に対する利子負担率の算定方法を選択してください。【複数回答可】

① ※起債平均残高に対する当年度利子額及び利子負担率

② 起債残高に対する当年度利子額及び利子負担率

③ 起債残高に対する満期までの利子額及び利子負担率

④ その他

回答欄	「④その他」を選択の場合、その内容:

※起債平均残高:(当初残高+期末残高)/2 左記以外の算定でもかまわない

Q24 起債残高に対する利子負担率の周知はどのように行っていますか。【複数回答可】

- ① 公表していない
- ② ホームページで周知
- ③ 起債利子負担率に「一時借入れ利子・利率」、「当該年度起債額・利率」等を含めてホームページで周知
- ④ 総合計画「実施計画」実績として報告
- ⑤ 総合計画「実施計画」実績として、起債利子負担率に「一時借入れ利子・利率」、「当該年度起債額・利率」等を含めて報告
- ⑥ その他

回答欄		「⑥その他」を選択の場合、その内容:

Q25 借入において、最も重視している観点を3つお選びください。【複数回答可】

- ① ※世代間の公平
- ② 公債費負担の平準化(=公債費が特定の年度で大きくならない)
- ③ 支払利息削減
- ④ 債務早期償還
- ⑤ 安定的な資金調達
- ⑥ 前例又は近隣の自治体の動向
- ⑦ その他

※世代間の公平 :償還期間については、なるべく当該施設の耐用年数と一致していること『地方債(平成26年改訂版)』(地方財務協会)

回答欄		「⑦その他」を選択の場合、その内容:

Q26 据置期間の設定の考え方を選択してください。【複数回答可】

- ① 据置期間は借入先の上限期間
- ② 起債施設を供用するまでの期間
- ③ 据置期間1年
- ④ 据置期間なし

⑤ その他

回答欄		「⑤その他」を選択の場合、その内容:

Q27 様々な借入方式の利息を比較した上で借入方式を決定していますか。

[※様々な借入方式: 満期一括償還、定時償還(元金均等又は元利均等)、
据置期間の長短、変動金利/金利見直し/固定金利、償還期間の長短]

- ① はい
- ② いいえ

回答欄	
-----	--

Q28 銀行等引受債の場合、どのような借入方式を選択していますか。【複数回答可】

- ① 変動金利方式
- ② 金利見直し方式 ⇒ Q31 へお進みください
- ③ 固定金利方式 ⇒ Q32 へお進みください
- ④ その他 ⇒ Q32 へお進みください
- ⑤ 借入がない ⇒ Q34 へお進みください

回答欄		「⑤その他」を選択の場合、その内容:

Q29 変動金利方式による借入を始めた時期についてお聞きします。

- ① 2006 年度以降
- ② 1996 年度以降
- ③ 1986 年度以降
- ④ 1985 年度以前

回答欄	
-----	--

Q30 平成 26 年度末「変動金利方式による借入残高」及び「総借入残高」をご記入ください。

A 変動金利方式による借入残高	千円
B 総借入残高	千円

Q31 金利見直し方式の「見直し金利」の約定についてお聞きます。

- ① 国債、共同発行市場公募地方債、スワップレート等の市場金利を基礎に決定する
- ② プライムレート等を基礎に決定する
- ③ 見直しの基礎に関する約定がない
- ④ その他

回答欄		「④その他」を選択の場合、その内容:

Q32 銀行等引受債の場合、どのような調達手続を選択していますか。【複数回答可】

- ① 随意契約(相対)方式
- ② 入札(引合い)方式 ⇒ Q34 へお進みください
- ③ その他 ⇒ Q34 へお進みください

回答欄		「③その他」を選択の場合、その内容:

Q33 銀行等引受債の場合、随意契約(相対)方式の金利は何を基礎に決定しますか。

- ① 国債、共同発行市場公募地方債、スワップレート等の市場金利を基礎に決定する
- ② プライムレート等を基礎に決定する
- ③ その他

回答欄		「③その他」を選択の場合、その内容:

6. 資金運用（歳計現金等、基金の共通項目）

Q34 資金運用の利回りを算定している資金を選択してください。【複数回答可】

- ① 歳計現金・歳入歳出外現金
- ② 基金

③ 算定していない

⇒ Q37 へお進みください

回答欄	
-----	--

Q35 資金運用利回りの算定方法を選択してください。【複数回答可】

- ① 資金平均残高に対する運用収入(収益)の割合
- ② 上記①の内容を複数年度(過去3年等)通算で算定
- ③ その他

※資金平均残高:歳計現金等又は基金の日々平均残高又は月末平均残高等

回答欄		「③その他」を選択の場合、その内容:

Q36 資金運用利回りの周知はどのように行っていますか。【複数回答可】

- ① 公表していない
- ② ホームページで公表
- ③ 総合計画「実施計画」の実績として報告
- ④ その他

回答欄		「④その他」を選択の場合、その内容:

Q37 預金以外の運用商品がありますか。【複数回答可】

- ① 預金みの運用 ⇒ Q41 へお進みください
- ② 国内公共債
- ③ その他の運用商品 ⇒ Q41 へお進みください

回答欄		「③その他」を選択の場合、その内容:

Q38 債券運用戦略についてお聞きます。

- ① 満期保有が基本原則である
- ② 利息収入に売却収入を加味する基本原則である
- ③ 短期間での債券売買が基本原則である

④ その他

回答欄	「④その他」を選択の場合、その内容:

Q39 オーバーパー債券の購入について、お聞きます。

- ① オーバーパー債券を購入している
- ② 償還年度利息に相当するオーバーパーを上限に購入できる⇒ Q41 へお進みください
- ③ オーバーパー債券を購入しない ⇒ Q41 へお進みください

※・オーバーパー債券: 購入価格が額面より高い債券

・パー債券: 購入価格が額面と同額の債券

・アンダーパー債券: 購入価格が額面より低い債券

回答欄	
-----	--

Q40 債券の償却についてお聞きます。

- ① オーバーパーの償却を行っている
- ② オーバーパーとアンダーパーの償却を行っている
- ③ 債券償却は行わない

回答欄	
-----	--

7. 資金運用（歳計現金・歳入歳出外現金）

Q41 平成 26 年度「歳計現金・歳入歳出外現金」平均残高と運用収入をご記入ください。

A※	歳計現金・歳入歳出外現金平均残高	千円
B	運用収入	千円

※A 歳計現金・歳入歳出外現金平均残高 : 日々平均残高又は月末平均残高

Q42 歳計現金・歳入歳出外現金の運用期間をお聞きます。

- ① 1年以内、又は一会計年度以内の短期運用に限定している
- ② 1年を超える預金運用を行っている
- ③ 10年以内債券で運用を行っている ⇒ Q44 へお進みください
- ④ 10年を超える債券で運用を行っている ⇒ Q44 へお進みください

⑤ その他

回答欄		「⑤その他」を選択の場合、その内容:

Q43 「計現金・歳入歳出外現金」を預金等の短期・中期運用に限定する理由をお聞きます。

【複数回答可】

- ① 会計年度中に歳計現金が不足する時期が見込まれるため
- ② 自治省行政課長通知(S38/12/19)による

「(通知内容)歳計現金における最も確実かつ有利な方法とは通常は金融機関に預金して安全に保管することであり、かつ支払準備金に支障のない限り適時適正に預金による運用の利益を図ることであり、これを基本的な原則とする」

③その他

回答欄		「③その他」を選択の場合、その内容:

8. 資金運用（基金）

Q44 会計管理者が保管している基金数をお聞きます。

回答欄	※財産維持型・積立型基金 個	※定額運用基金 個
-----	----------------	-----------

※ 財産維持型・積立型基金: 財政調整金等の積立基金や果実運用型基金

※ 定額運用基金: 予算を通さずに基金から直接に貸付や売買等を行う基金

Q45 基金の運用手法について、お聞きます。

- ① 個々の基金毎の資金運用
- ② 一部の基金の資金を統合した運用
- ③ すべての基金の資金を統合した運用

※すべての基金: 定額運用基金を含めないで、すべての財産維持型・積立型基金の資金を統合する場合も該当します

回答欄	
-----	--

Q46 公営企業会計の資金を一般会計が受託して運用を行っていますか。

① はい

② いいえ

⇒ Q48 へお進みください

回答欄	
-----	--

Q47 公営企業会計資金の運用受託の方法をお聞きます。

① 一般会計に公営企業資金運用基金を造成して運用

② 一般会計に受け入れた資金を財政調整金等の既存の基金に積立てて運用

③ 一般会計等に資金を受け入れず、運用のオペレーションのみ提供

④ その他

回答欄		「④その他」を選択の場合、その内容:

Q48 外郭団体会計の資金を一般会計が受託して運用を行っていますか。

① はい

② いいえ

⇒ Q50 へお進みください

回答欄	
-----	--

Q49 外郭団体資金を一般会計が受託して運用を行っていますか。

① 一般会計に外郭団体資金運用基金を造成して運用

② 一般会計に受け入れた資金を財政調整金等の既存の基金に積立てて運用

③ 一般会計等に資金を受け入れず、運用のオペレーションのみ提供

④ その他

回答欄		「④その他」を選択の場合、その内容:

Q50 平成26年度「※基金平均残高」と「運用収入」についてお聞きます。

A※	基金平均残高	千円
B	26年度基金運用収入	千円

※A「基金平均残高」は「平成26年度当初残高+26年度末残高」÷2、

月末平均残高、日々平均残高のいずれかで算出してください

9 その他

Q51 資金調達・運用に関わる職員に専門研修を行っていますか。

- ① 資金調達担当職員に半日実施
- ② 資金調達担当職員に1日実施
- ③ 資金調達担当職員に2日実施
- ④ 資金調達担当職員に3日以上実施
- ⑤ 資金運用担当職員に半日実施
- ⑥ 資金運用担当職員に1日実施
- ⑦ 資金運用担当職員に2日実施
- ⑧ 資金運用担当職員に3日以上実施
- ⑨ 行っていない

回答欄	
-----	--

Q52 外部金融専門機関の利用について、お聞きます。【複数回答可】

- ① 金融専門家(機関)を、景気動向、金利動向、資金調達・運用戦略等のアドバイザーとして委託
- ② ブルームバーグやロイター等の有料情報サービスを利用
- ③ 証券会社等からの無料の金融市場情報を利用
- ④ その他

回答欄		「④その他」を選択の場合、その内容:

Q53 資金調達又は資金運用について、お悩みのことなどがあればご記入ください。

回答欄	

※ 資金管理規程（資金調達規程、資金運用規程）を大分県電子申請システムに添付いただきますよう
ようお願い申し上げます